

母子保健推進員 (つぼみん)を募集



健康づくり課 ☎229-3310 📠229-3346

母子保健推進員は、子育て中の人の身近な相談役として、安心して子育てができるよう見守るヘルスポランティアです。「津市の母子をみんなで支えよう、見守ろう！」を合言葉に、愛称「つぼみん」として活動しています。あなたも一緒に活動しませんか。

活動内容

- 妊婦や乳幼児教室などの母子の見守り
- 子育てひろばの開催
- 妊婦や赤ちゃんの訪問 など



養成講座

と き 9月28日(月)、10月19日(月)、11月9日(月)10時～11時30分 ※全3回の受講が必要

ところ 中央保健センター

定 員 先着15人

申し込み 9月7日(月)～18日(金)に市ウェブサイトから

不育症治療費を 助成します



保険医療助成課 ☎229-3158 📠229-5001

不育症の治療に係る保険適用外の検査費などの一部を助成します。申請方法など、詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

内 容 1 治療期間※に受けた保険適用外の検査費や治療費

※その妊娠に係る不育症治療を開始した日から、出産(流産、死産などを含む)により不育症治療が終了するまで。ただし、転院などの理由により医師が治療終了と判断した場合は、医師の定めた治療終了日まで。

助成金額 上限10万円(1年度に1回、通算5回まで)

対 象 次の全ての要件を満たす人

- 法律上の夫婦および事実上の婚姻関係にある夫婦
- 夫婦の双方または一方が市内に居住している人
- 医療保険各法の被保険者または組合員、被扶養者

申請期限 原則不育症治療が終了した日から60日以内(終了した日を1日目とする)

国民年金保険料の 育児免除制度



保険医療助成課 ☎229-3162 📠229-5001

10月から、国民年金第1号被保険者(自営業者・農業者・アルバイト・無職など)も、育児で国民年金保険料が免除される制度が始まります。こども(実子・養子)を育てている人(父母・養父母)は、申請することで、月額17,920円(令和8年度)の保険料が免除されます。免除対象期間は、こども(実子・養子)が1歳になる誕生日の前月までです。将来の年金額は、納付した場合と同じように反映されます。手続きに必要なものなど、詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

なお、申請には、スマートフォンなどで24時間365日行えるマイナポータルからの電子申請をぜひご利用ください。



福祉医療費 受給資格証の更新

保険医療助成課 ☎229-3158 📠229-5001

福祉医療費受給資格証の更新手続きが必要な人は、9月中に手続きを行ってください。9月中に更新手続きを行わないと、受給資格を失い、医療費の助成が受けられなくなります。

手続きが10月以降になった場合は、改めて受給資格申請手続きが必要になり、申請月初日の診療分からの助成になります。詳しくはお問い合わせください。

なお、更新手続きが不要な人には、新しい受給資格証または受給資格喪失の通知を送付しています。

更新手続きが必要な人

- 精神障がい者医療費の助成を受けている人
- 障がい者医療費・65歳以上障がい者医療費・一人親家庭等医療費・子ども医療費の助成を受けている人のうち更新申請書が届いた人